

監査報告書

令和元年8月22日

社会福祉法人弥生福祉会

理事長 藤川 治 殿

監事 木村 秀子 
監事 小野木 成 

私たち監事は、平成31年4月1日から令和元年6月30日までの令和元年度第1四半期の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、保育業務全般及び財産の状況を調査しました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（試算表等）について検討しました。

2 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

聞き取りの結果、理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算関係書類の監査結果

計算関係書類については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上

監査報告書

令和元年11月14日

社会福祉法人弥生福祉会

理事長 藤川 治 殿

監事 木村 秀子 
監事 小野木 成 

私たち監事は、令和元年7月1日から9月30日までの令和元年度第2四半期の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、児童保育センター業務全般及び財産の状況を調査しました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（試算表等）について検討しました。

2 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

聞き取りの結果、理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算関係書類の監査結果

計算関係書類については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上

監査報告書

令和2年2月20日

社会福祉法人弥生福祉会

理事長 藤川 治 殿

監事 木村 秀子 
監事 小野木 成 

私たち監事は、令和元年10月1日から12月31日までの令和元年度第3四半期の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、地域子育て支援センター並びに一時保育事業全般及び財産の状況を調査しました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（試算表等）について検討しました。

2 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

聞き取りの結果、理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算関係書類の監査結果

計算関係書類については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上

監査報告書

令和2年5月14日

社会福祉法人弥生福祉会

理事長 藤川 治 殿

監事 不村 秀子 
監事 小野木 成 

私たち監事は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの令和元年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上のことにより、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討しました。

2 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

聞き取りの結果、理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算関係書類の監査結果

計算関係書類については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上